

大阪市条例第47号

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(開所日数) 第5条 放課後児童健全育成事業を行う者は、放課後児童健全育成事業所（設備運営基準第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。）を開所する日数について、1年につき291日（市域を対象として気象業務法（昭和27年法律第165号）第2条第7項に規定する警報（暴風に関するものに限る。）若しくは同法 <u>第13条の2第9項</u> に規定する特別警報が行われる等の自然災害が発生するおそれがある場合又は学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症により小学校が臨時休業となった場合その他の児童の安全を守るため開所することが適当でないと市長が認める事情が発生した場合には、当該事情の発生により開所できなかった日の日数を減じた日数）以上の範囲内で、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	(開所日数) 第5条 放課後児童健全育成事業を行う者は、放課後児童健全育成事業所（設備運営基準第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。）を開所する日数について、1年につき291日（市域を対象として気象業務法（昭和27年法律第165号）第2条第7項に規定する警報（暴風に関するものに限る。）若しくは同法 <u>第13条の2第5項</u> に規定する特別警報が行われる等の自然災害が発生するおそれがある場合又は学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症により小学校が臨時休業となった場合その他の児童の安全を守るため開所することが適当でないと市長が認める事情が発生した場合には、当該事情の発生により開所できなかった日の日数を減じた日数）以上の範囲内で、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。